

役員退職金規程

学校法人 山村学園

学校法人山村学園 役員退職金規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人山村学園の理事及び監事（以下「役員」という。）がその職を辞任（死亡を含む。以下同じ）した場合に理事会の決議に基づき支給すべき退職金（死亡により退任した場合は弔慰金）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金支給の条件)

第2条 退職金は、役員が次の各号の1に該当するときにこれを支給する。

但し、役員が死亡した場合には、その遺族に支給する。

- (1) 役員が任期満了により退職したとき
- (2) 役員が傷病又は死亡により退職したとき
- (3) 役員がやむを得ない事情と認められた退職のとき

(退職金の支給)

第3条 役員退職金の算定基礎となる期間の計算は、役員就任のときから寄附行為の定める任期5年の期間満了に伴い辞任届を受理した日までとする。

但し、教職員と役員を兼務している期間は除外とする。

(退職金及び弔慰金の額)

第4条 役員退職金の額は、月額報酬×在任年数の算式により計算される額以内とし、理事会で定める。但し、在任期間中に多大の功績があつて、学校法人山村学園の発展向上に寄与した役員に対しては、理事会の議を経て退職金を特別に増額することができる。

第5条 弔慰金は、在任期間を考慮し理事会で定める。

第6条 役員退職金及び弔慰金は1月以内に支払うものとする。

第7条 退職金の支給手続きその他必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程の改正は、理事会の承認を必要とする。

この規程は、昭和59年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 7年 3月 18日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。